

## 令和8年度南小国町会計年度任用職員募集要項

### 1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、一会计年度内（4月1日～翌年3月31日）ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が創設されており、本町も令和2年度から様々な職種で任用を行っております。

### 2. 募集について

#### (1) 申込資格

次の地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないもの

- ① 日本国籍を有しない者（一般事務補助、防災専門員の職に限る。）
- ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 南小国町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (2) 申込書類・期間

申込書類：南小国町会計年度任用職員採用申込書兼履歴書

資格が必要な職種は資格証等

申込先：南小国町役場 総務課（郵送又は持参）

申込期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）、8:30～17:15

※土日祝日を除く。

#### (3) 選考方法

選考は書類選考（履歴書における経歴等）により実施します。

#### (4) 選考の流れ

書類選考を通過された場合は、令和8年4月1日以降に任用される予定です。配属先（課等）については、任命権者が決定します。職種や配属場所によっては、年度途中からの任用となる場合があります。

また、会計年度任用職員の任用は1年ごととなるため、再度任用を希望される方は、毎年度申込書類を提出する必要があります。

#### (5) 募集職種

別紙、募集職種一覧表のとおり

#### (6) 勤務日数・休日・休暇

勤務日数は、週5日以内で定めます。

土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業ですが、保育園においては、土曜日出勤する場合もあります。その他の職務においても週休日・休日等に出勤する場合もあります。

なお、教育委員会部局において、職種によって学校の長期休業期間には、勤務がない

場合や勤務時間が変動する場合があります。

また、休暇については規則・訓令等に基づき、年次休暇、特別休暇等を利用できます。  
(任用期間等に応じて日数等は変わります。)

#### (7) 紹与等

会計年度任用職員の給与・報酬等の条例・規則等に基づき、給料・通勤手当・出張の際の旅費・期末勤勉手当(年2回)、又はそれに相当する報酬・費用弁償・期末勤勉手当(同上)を支給します。

年度の途中で遡及して給料表が改定された場合には、採用時に決定された給料又は報酬から増額される場合があります。

翌年度に再度の任用をされた場合は、給料又は報酬の決定にあたり当該年度の経験年数が加算されます。(職種ごとに上限の設定あり。)

#### (8) 社会保険等・雇用保険等

以下の保険について、以下の条件を満たす場合には加入となります。

<社会保険等> 以下の条件を満たす場合は加入となります。

- ① 週20時間を超えて勤務する者
- ② 月額8.8万円以上の方(給料のみで年106万円以上の方)

<雇用保険> 任期1ヶ月以上かつ週20時間以上勤務する者

#### (9) その他

地方公務員法に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分などを受ける場合がありますので、遵守をお願いします。

(かっこ内は地方公務員法の各条に対応しています。)

- ① 服務の根本基準(第30条)
- ② 服務の宣誓(第31条)
- ③ 法令及び上司の命令に従う義務(第32条)
- ④ 信用失墜行為の禁止(第33条)
- ⑤ 秘密を守る義務(第34条)
- ⑥ 職務に専念する義務(第35条)
- ⑦ 政治的行為の制限(第36条)
- ⑧ 争議行為等の禁止(第37条)
- ⑨ 営利企業等の従事制限(兼業の禁止)(第38条)※パートタイムの者は除く

#### 【問合せ先・任用申込先】

〒869-2492 阿蘇郡南小国町赤馬場143番地

南小国町役場 総務課

電話 0967-42-1112

※また、以下の場合には、速やかにご連絡をお願いします。

- ・申込書記載内容を変更したい場合
- ・任用申込を取り下げたい場合